

議案第4号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例及び新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

(新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業の実施に関すること。

(新居浜市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

第2条 新居浜市乳幼児医療費助成条例（昭和48年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第2項中「者を」を「ものを」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条中「有する者」を「有するもの」に改める。

第4条ただし書中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障害福祉サービスの再編が行われたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。